鎌倉市 子ども。若者育成プラン

令和3年(2021年)3月 鎌 倉 市

平和都市宣言

われわれは、

日本国憲法を貫く平和精神に基いて、 核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、 全世界の人々と相協力してその実現を期する。 多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、 ここに永久に平和都市であることを宣言する。 昭和33年8月10日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、 わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたく したちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくした ちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、 ここに市民憲章を定めます。

本 文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、 住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・ 文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、 責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に 良識と善意をもって接します。



市の木 ヤマザクラ



市の花 リンドウ

目 次

第1章 計画策定にあたって・・・・・・ 1
1 策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2 プランの位置づけ・・・・・・ 1
3 プランの目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4 プランの対象・・・・・・・・・・・・・・・・・2
5 プランの期間・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第2章 鎌倉市の青少年の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
1 人口 4
2 アンケート調査の実施について・・・・・・ 5
3 アンケート調査結果からみえる青少年の現状・・・・・・・・・・ 24
第3章 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 理念
2 計画の視点 25
3 目標
4 主要な施策・・・・・・・・・・・28
第4章 施策への取組み・・・・・・・・・・・30
第5章 取組事業と推進体制・・・・・・・・・・・32
第6章 資料編 · · · · · · · · · 38
 鎌倉市青少年問題協議会条例······38
2 鎌倉市子ども・若者育成プラン関係委員名簿 40
3 子ども・若者育成支援推進法の概要

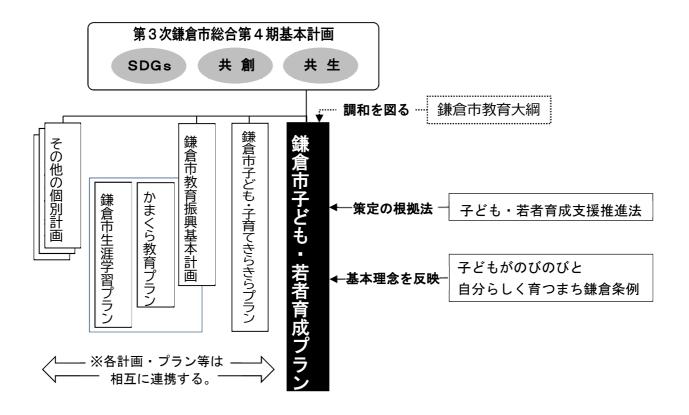
第1章 計画策定にあたって

1 策定の経過

鎌倉市では、「子ども・若者育成支援推進法」(平成22年4月施行)に基づき、市町村における推進計画として、平成23年8月に「鎌倉市子ども・若者育成プラン」(以下「プラン」という。)を策定しました。その後、平成28年に改訂したプランは5年期間の計画で令和2年度をもって終了するため、令和3年度以降の次期プランを策定するため、鎌倉市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)において協議を行い、プラン改訂(素案)を策定し、その後、鎌倉市意見公募条例に基づきプラン改訂に係る意見公募(パブリックコメント)でいただいたご意見を取り入れ、プランの最終案を取りまとめ、令和3年3月にプラン(改訂版)を策定しました。

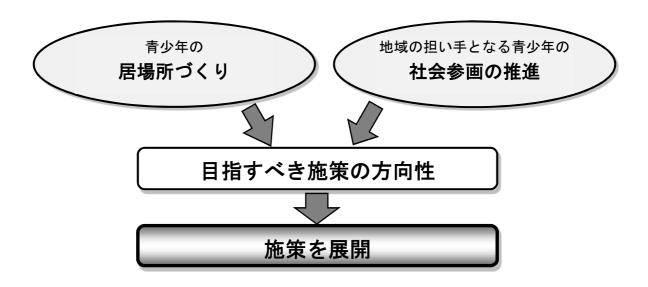
2 プランの位置づけ

平成 22 年4月1日に施行された「子ども・若者育成支援推進法」の趣旨を踏まえ、第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画に位置付けている「青少年の育成・支援」の個別計画として、このプランを位置づけます。



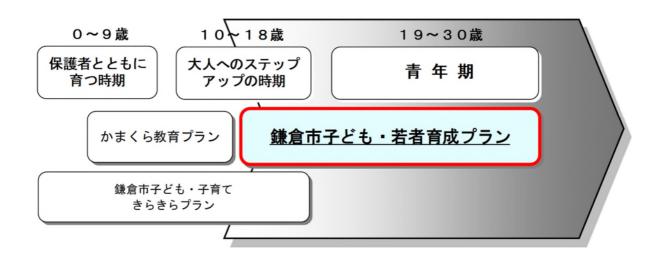
3 プランの目的

平成28年に策定したプランは、「青少年の居場所づくり」、「社会参画の推進」、「支援体制の充実」の3つの取り組みを重点としてきました。令和2年度からひきこもり等に対する「支援体制の充実」については福祉分野を中心に取り組むことから、今回の改定では、改定前の理念や目標を踏襲しながら、「青少年の居場所づくり」と「地域の担い手となる青少年の育成」の2つの取り組みを更に充実していくこととし、施策を展開していきます。



4 プランの対象

鎌倉市に居住し生活する主に中・高校生から30歳までの青年期を対象とします。



5 プランの期間

プランの期間は令和3年度からの5年間としますが、中間年度に当たる令和5年度に、中間見直しを行います。

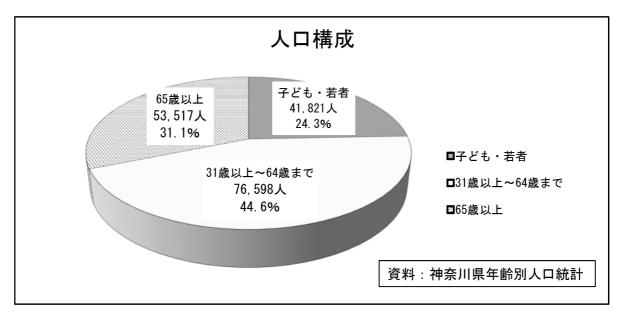
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
改定					
			計画期間		
			中間見直し		

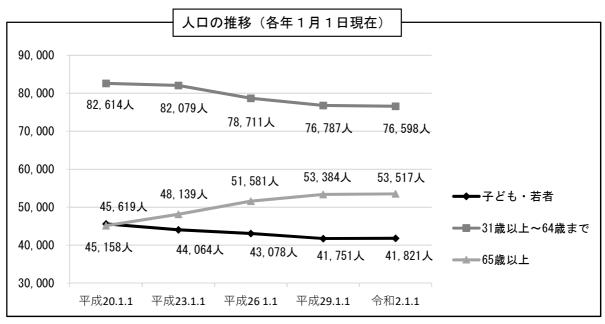
第2章 鎌倉市の青少年の状況

1 人口

令和2年(2020年)1月1日現在の鎌倉市における子ども・若者(0歳~30歳)の人口は、41,821人で、全人口(172,293人)に占める割合は24.3%となっています。また、31歳以上64歳までの人口は76,598人で全人口に占める割合は44.6%、65歳以上は53,517人で全人口に占める割合は31.1%となっています。

徐々に子ども・若者の人口は年々減少し続け、65歳以上の人口が増えています。 平成21年1月1日以降、65歳以上の人口が子ども・若者の人口を上回っています。





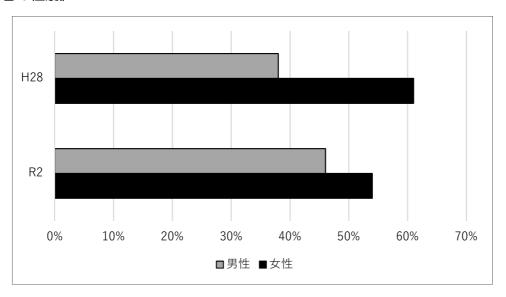
2 アンケート調査の実施について

本プランの対象となる青少年(15歳~30歳)が、どのようなニーズや支援を必要としているのか、現行事業をどのように改善、拡大していくことがよいのかを把握することを目的に、実施事業を通じてアンケート調査を実施しました。

I)鎌倉市成人のつどいアンケート結果

令和2年1月13日に開催した「成人のつどい」(参加者1,143人)において、平成28年「成人のつどい」で実施したアンケートと同じ内容で意見聴取を実施しました。

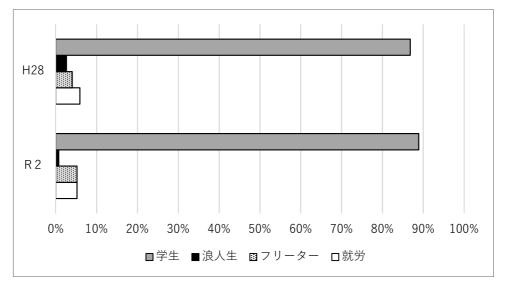
1 《回答者の性別》



	男性	女性	未記入	合計
平成 28 年	58人(38%)	94人(61%)	1人	153人 (100%)
令和2年	133人(46%)	156人(54%)	0人	289人 (100%)

※未記入のものについては、集計から除外しました。

2 《回答者の所属》

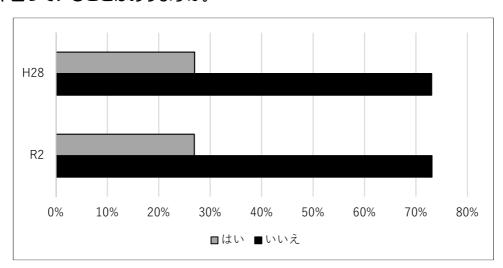


	学生	浪人生	フリーター	就労	未記入	合計
平成 28 年	132人(86%)	4人(3%)	7人(5%)	9人(6%)	1人	153人(100%)
令和2年	255人(89%)	2人(1%)	15人(5%)	15人(5%)	2人	289人(100%)

※未記入のものについては、集計から除外しました。

【質問項目】

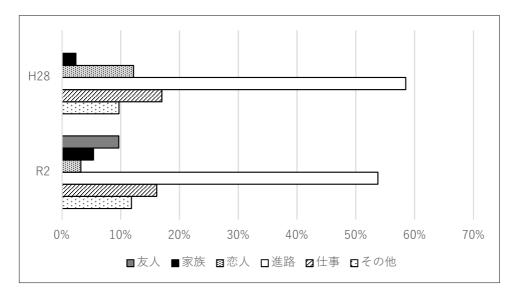
3 悩みや困っていることはありますか。



	はい	いいえ	未記入	計
平成 28 年	41人(27%)	111人(73%)	1人	153人(100%)
令和2年	75人(27%)	204 人(73%)	10人	289人(100%)

※未記入のものについては、集計から除外しました。

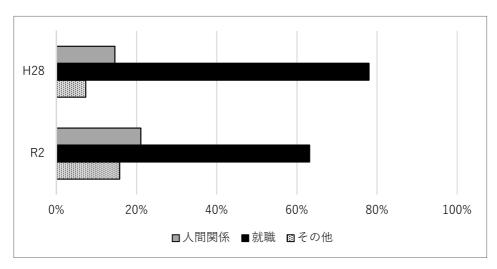
3-1 「はい」と答えた方の回答の内訳



	友人	家族	恋人	進路	仕事	その他
平成 28 年	0人(0%)	1人(2%)	5人(12%)	24人(59%)	7人 (17%)	4人 (10%)
令和2年	9人(10%)	5人(5%)	3人(3%)	50人(54%)	15人(16%)	11人(12%)

※複数回答のため、回答人数と回答数が合致しません。

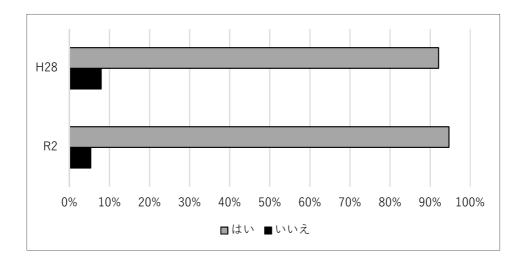
3-2 悩みや困っていることはどのような内容ですか。



	人間関係	就職	その他
平成 28 年	6人 (15%)	32人 (78%)	3人 (7%)
令和2年	16人 (21%)	48人 (63%)	12人 (16%)

※複数回答のため、回答人数と回答数が合致しません。

4 居心地の良い場所はありますか。

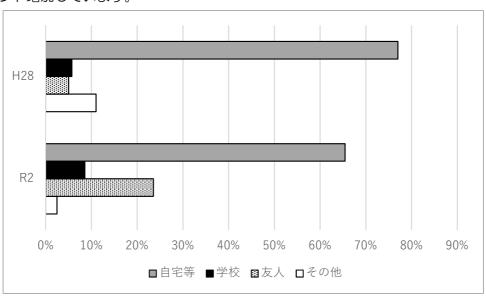


	はい	いいえ	未記入	計
平成 28 年	140人(92%)	12人(8%)	1人	153人
令和2年	266人(95%)	15人(5%)	8人	289人

※未記入のものについては、集計から除外しました。

4-1 「はい」と答えた方の具体的な場所

具体的な居心地の良い場所は、令和2年では自宅が12ポイント減少したことに対し、友人が18ポイント増加しています。

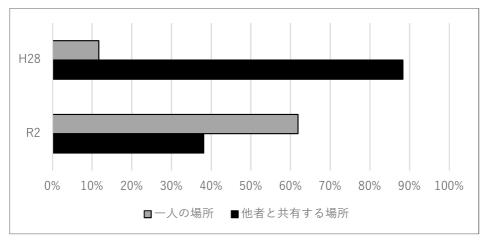


	自宅等	学校	友人	その他
平成 28 年	99人(77%)	8人(6%)	7人(6%)	14人(11%)
令和2年	214人(65%)	28人(9%)	77人(24%)	8人(2%)

※複数回答のため、回答人数と回答数が合致しません。 ※未記入のものについては、集計から除外しました。

4-2 居心地の良い場所と感じるのはどちらですか。

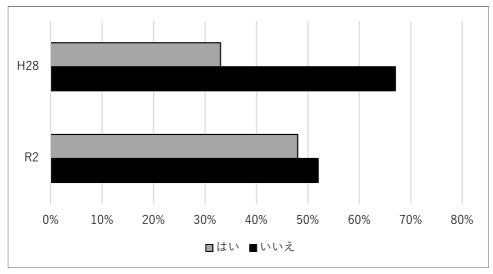
令和2年は、一人でいる場所が50ポイント増加しており、他者と共有する場所は50ポイント減少し、逆転しています。



	一人の場所	他者と共有する場所	計
平成 28 年	15人(12%)	113人(88%)	128人
令和2年	138人(62%)	85人(38%)	223人

5 地元のためになにかやってみたいですか。

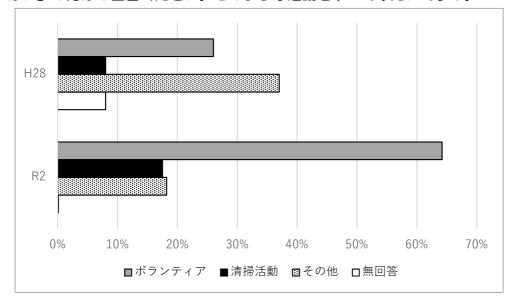
地元のためになにかやってみたいかは、令和2年は15ポイント増加しており、ボランティア意識が高まっていることがうかがえます。



	はい	いいえ	未記入	計
平成 28 年	49人(33%)	101人(67%)	3人	153人
令和2年	131人(48%)	142人(52%)	16人	289人

※未記入のものについては、集計から除外しました。

5-1 「はい」の方はご回答ください。どのような活動をやってみたいですか。



	ボランティア	清掃活動	その他	無回答
平成 28 年	13人(27%)	4人(8%)	18人(37%)	14人(28%)
令和2年	88人(64%)	24人(18%)	25人(18%)	0人

※複数回答のため、回答人数と回答数が合致しません。

【クロス集計結果】

1 悩みや困っていることはありますか(縦軸)x 居心地の良い場所(横軸)

	一人の場所 の方が居心地が良い	他者と共有する場所 の方が居心地が良い	計
悩みや困っていることがある	73%	27%	100%
悩みや困っていることはない	56%	44%	100%

2 悩みや困っていることはありますか(縦軸)x 地元のためになにかやってみたいか(横軸)

	地元のためになにか	地元のためになにか	計
	やってみたい	やってみたくない	
悩みや困っていることがある	63%	37%	100%
悩みや困っていることはない	42%	58%	100%

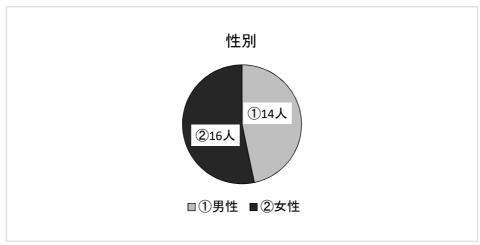
成人のつどいアンケート結果のまとめ

- ・男女とも9割前後は、「居心地の良い場所がある」と回答しています。
- ・具体的な場所は、「自宅」が最も多く、次いで「友人と過ごす場所」となっています。
- ・「一人の場所が居心地が良い」と回答した人が約6割、「他者と共有する場所が居心地が良い」は4割弱の回答となっています。
- ・「地域のために何か行いたい」との回答は平成 28 年のアンケート調査より増加しています。
- ・悩みや困っていることがある人のうち 7 割以上が、一人でいる場所を居心地が良いと感じています。
- ・悩みや困っていることがない人は、一人でいる場所を居心地が良いと感じる 人と、他者との共有の場が居心地が良いと回答している人が半々となってい ます。
- ・悩みや困っていることがある人は、地元のために何かやりたいと6割が回答 しています。
- ・悩みや困っていることがある人は、一人の居場所が心地良いと感じている一方で、その多くが地域貢献に関心があると回答しています。

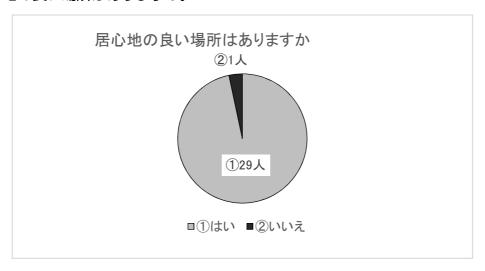
Ⅱ)鎌倉市新採用職員アンケート結果

令和2年4月に「居場所」や「社会参画」について、鎌倉市新採用職員 30 名(主に 20 代)に対し、アンケートを実施しました。

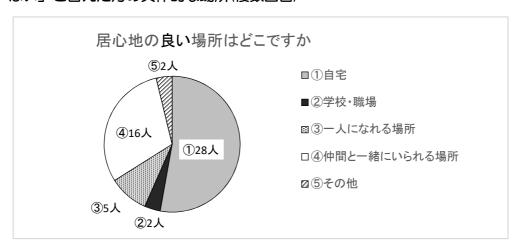
1 《回答者の性別》



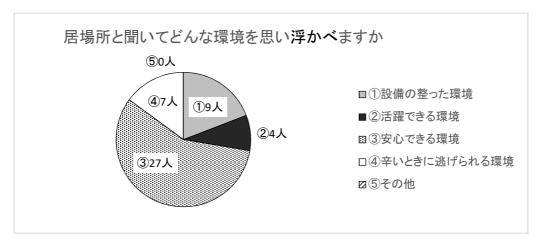
2 居心地の良い場所はありますか。



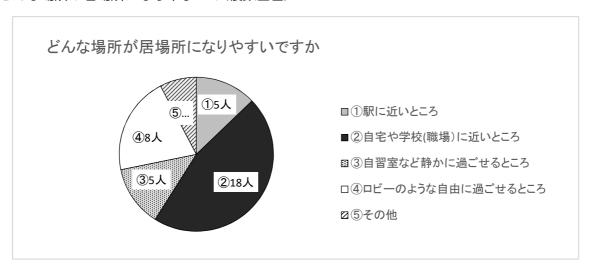
2-1 「はい」と答えた方の具体的な場所(複数回答)



3 居場所と聞いて思い浮かべる環境(複数回答)

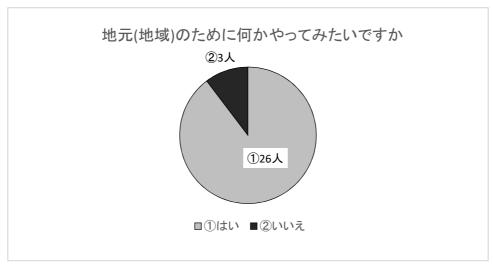


4 どんな場所が居場所になりやすいか(複数回答)

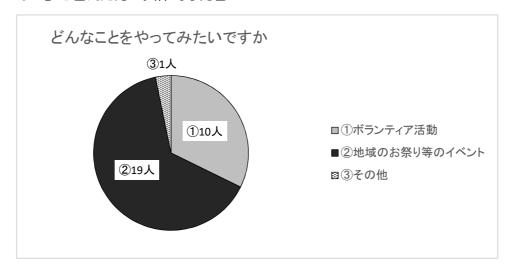


その他の居場所としては、「行き慣れたところ」「大きな公園(散歩やゆっくり自然にふれる)」「自宅」といった回答が見られました。

5 地元(地域)のために何かやってみたいか



5-1 「はい」と答えた方の具体的な内容



「その他」については、「子どものいる保護者の方が安心して子育てできるようなきっかけ作り」といった回答が見られました。

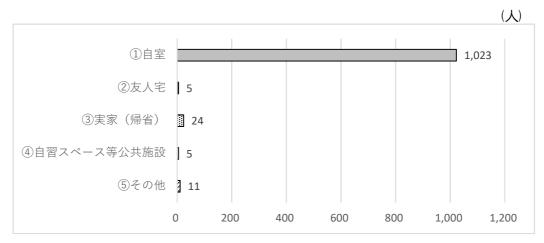
新採用職員を対象としたアンケート結果まとめ

- ・「自宅・一人になれる場所」の回答数は33人、「仲間と一緒にいられる場所」は16人となっています。
- ・「居場所と聞いて思う環境」については、27 人が「安心できる環境」、7人が「辛いときに逃げられる環境」と回答しています。「設備の整った環境」は9人、「活躍できる環境」は4人でした。
- ・「地元(地域)のためにボランティア活動や地域のイベントに参加したい」が 26 人回答しています。

Ⅲ)新型コロナウィルス感染症拡大防止に伴う学校の臨時休校に関するアンケート結果

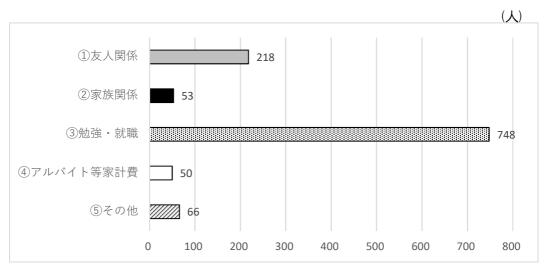
鎌倉市内県立高等学校在学生、市内在住・在学の大学生を対象に、令和2年9月にアンケートを実施し、1,071人から回答がありました。

1 臨時休校期間中過ごした場所について



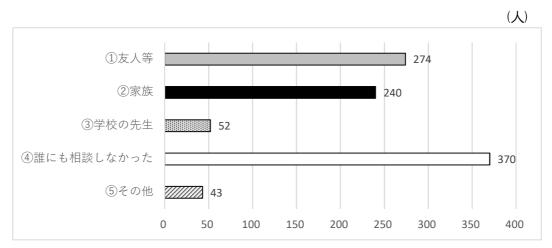
・臨時休校中は外出自粛により、自室で過ごしていた人が多く見られました。

2 臨時休校期間中困ったことや不安だったこと【複数回答】



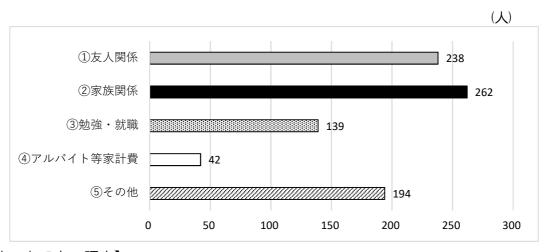
- ・勉強・就職の不安を抱える人が多く、課題でわからない点について質問ができないことや、勉強の進みが遅れること、自分の勉強方法への不安という意見が多く見られました。また、自宅で過ごすため、勉強がはかどらないという意見もありました。
- 高校入学やクラス替えを経験し、新しい友人ができるかどうかという点に不安を抱えるという意見や、友人と会えず寂しいという意見もありました。
- ・家族と一緒に過ごす時間が多いことでストレスを感じるという意見がありました。
- アルバイトをしたくてもできないという意見、部活動の休止や外出する機会が減ったことで 運動不足になった、生活リズムが崩れたという意見が見られました。

3 問2の状況を改善するため誰かに相談したか【複数回答】



- 友人や家族に相談した人が半数以上を占めていますが、誰にも相談しなかったという回答も次に多い状況でした。
- その他では塾の先生に相談した人が多く見られました。

4 臨時休校期間中よかったこと【複数回答】



【よかったことの理由】

- 友人と会えない分たくさん連絡を取り、仲が深まったこと、離れているからこそ友人を大切に思えたという意見が多くありました。
- ・家族と過ごす時間が増え、仲が深まったこと、一緒に食事をする機会が増えたという意見も多く見られました。
- ・勉強時間が確保できたこと、自分のペースで集中して取り組めたこと、受験勉強を始めるい い機会になったという意見もありました。
- ・外出自粛により貯金が増えたこと、休校になったことでアルバイトのシフトを多く入れることができたなど金銭面についての意見も見られました。
- ・その他では、自宅にいることでゆっくり過ごすことができたこと、ゲームや自分の趣味、トレーニングなどの機会が増えたという意見がありました。

5 再度、臨時休校になった場合、どこでどのように過ごしたいか。【自由記述】

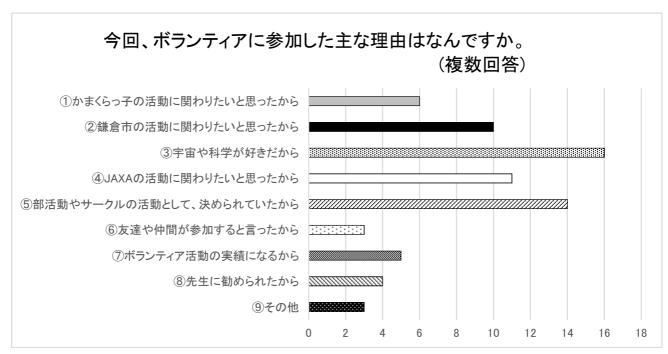
- ・自宅(リモートを含む)や塾、図書館で勉強をする。(392件)
- 自宅でゆっくり過ごすこと、好きなこと、やりたいことをする。(355件)
- ・読書やトレーニング、ゲーム等の自分の趣味をして過ごす。(94件)
- ・友人と過ごしたい、遊びたい。(14件)
- ・アルバイトをしながら勉強をする。(6件)

新型コロナウィルス感染症拡大防止に伴う学校の臨時休校に関するアンケートまとめ

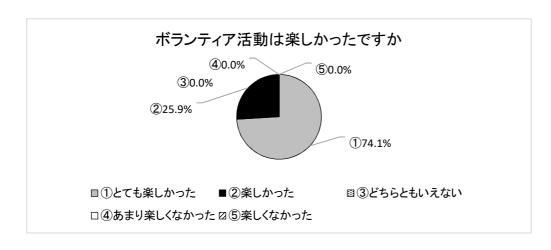
- ・外出自粛により、勉強や就職について相談ができず、将来への不安を感じる人が多く みられました。
- ・外出自粛による肯定的な意見として、友人と会う機会が減ったことで改めて友人を大切に思えたこと、家族との時間が充実したことで家族を大切に思うことができたとの回答が半数以上を占めています。
- ・再度、外出自粛となった場合、静かで、安全・安心と感じることができる自宅等で、自 分のペースで勉強や好きなことをして過ごしたいという回答が 7 割以上を占めていま す。

IV)放課後かまくらっ子ボランティア参加者へのアンケート結果

令和元年度、放課後かまくらっ子夏の教室にボランティアとして参加した中学生・高校生、ジュニアリーダーズクラブ 29 人にアンケートを実施しました。

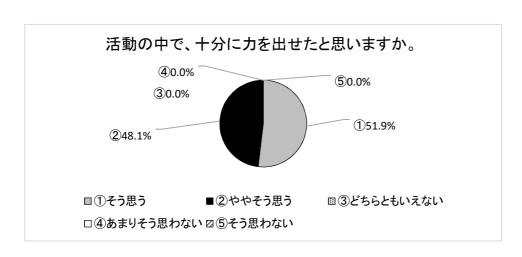


- 1 今回、ボランティアに参加した主な理由はなんですか。(複数回答)
 - ①かまくらっ子の活動に関わりたいと思ったから 6人
 - ②鎌倉市の活動に関わりたいと思ったから 10人
 - ③宇宙や科学が好きだから 16人
 - ④JAXA の活動に関わりたいと思ったから 11 人
 - ⑤部活動やサークルの活動として、決められていたから 14人
 - ⑥友達や仲間が参加すると言ったから 3人
 - ⑦ボランティア活動の実績になるから 5人
 - 8先生に勧められたから 4人
 - ⑨その他 ・ 弟がかまくらっ子にいるから 3人
 - 子どもが好きだから
 - 親に勧められたから



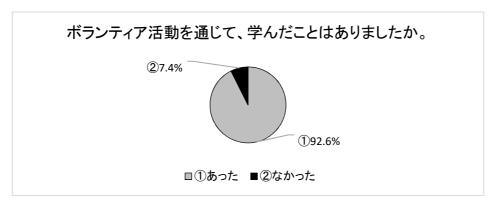
2 ボランティア活動は楽しかったですか。

①とても楽しかった	74.1%
②楽しかった	25.9%
③どちらともいえない	0.0%
④あまり楽しくなかった	0.0%
⑤楽しくなかった	0.0%

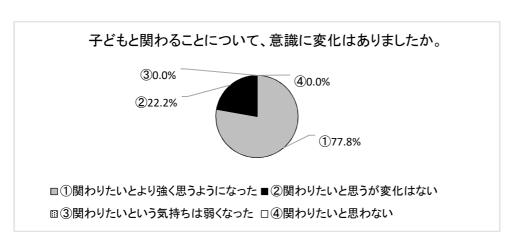


3 活動の中で、十分に力を出せたと思いますか。

①そう思う	51.9%
②ややそう思う	48.1%
③どちらともいえない	0.0%
④あまりそう思わない	0.0%
⑤そう思わない	0.0%



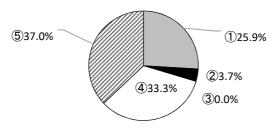
- 4 ボランティア活動を通じて、学んだことがありましたか。
 - ①あった 92.6%
- 一緒に考えることの大切さを知った。
- 子どもの接し方や気遣う大切さを身につけることができたと思います。
- 子どもと関わる楽しさや宇宙の面白さに触れられた。
- 自分が知らなかった宇宙について知ることができた。家でもっと調べてみようと思う。②なかった7.4%



5 子どもと関わることについて、意識に変化はありましたか。

①関わりたいとより強く思うようになった	77.8%
②関わりたいと思うが変化はない	22.2%
③関わりたいという気持ちは弱くなった	0.0%
④関わりたいと思わない	0.0%

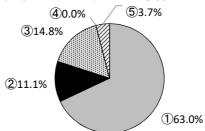
活動を通して、教師など子どもと関わる仕事につきたいという気持ちに変化はありましたか。



- ■①以前からつきたかったが、より強くなった
- ■②以前からつきたかったが、変化はない
- ■③以前からつきたかったが、弱くなった
- □④以前は思わなかったが、つきたいと考えるようになった
- ☑⑤以前から思ってなく、特に今もつきたいとは思わない

①以前からつきたかったか、より強くなった	25.9%
②以前からつきたかったが、変化はない	3.7%
③以前からつきたかったが、弱くなった	0.0%
④以前は思わなかったが、つきたいと考えるようになった	33.3%
⑤以前から思ってなく、特に今もつきたいとは思わない	37.0%

今後も放課後かまくらっ子の活動にボランティアとして関わりたいと思いますか。



□①そう思う ■②ややそう思う 図③どちらともいえない □④あまりそう思わない 図⑤そう思わない

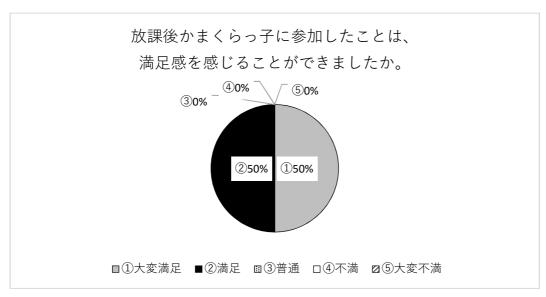
7	今後も放課後かまくらっ子の活動にボランティアとして、関わりたいと思いますか。	※未回答1
	①そう思う	63.0%
	②ややそう思う	11.1%
	③どちらともいえない	14.8%
	④あまりそう思わない	0.0%
	⑤そう思わない	3.7%

ジュニアリーダーズクラブとは・・・

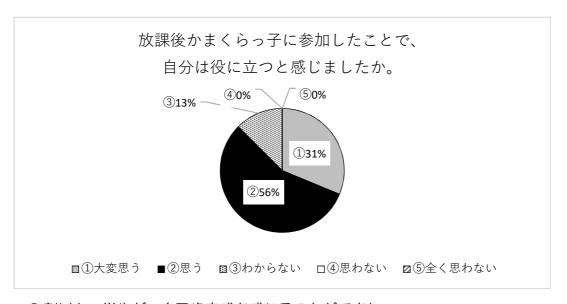
鎌倉市内在住・在学の中学生から大学生までの青少年が自主的に組織している青少年課所属の 団体です。ゲーム指導の研修や情報交換などを行い、子ども会や地域の行事へ参加し、ジュニア リーダーとしての資質向上を目的とし、活動しています。

V)放課後かまくらっ子に参加している大学生へのアンケート

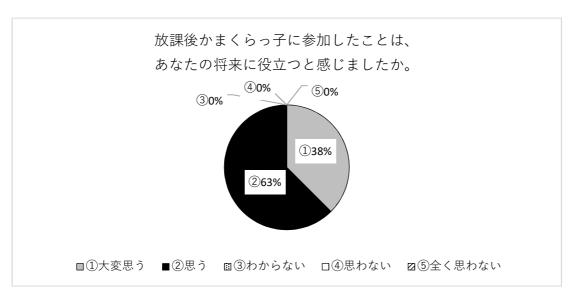
令和元年度に放課後かまくらっ子に継続的に参加した大学生30人にアンケートを実施しました。



• 参加した学生は全員が満足を感じることができた。



・8割以上の学生が、自己肯定感を感じることができた。



・将来の役に立つと感じたと全員が回答している。

放課後かまくらっ子参加者アンケートまとめ

- ・異年齢との関わりなど、日常とは異なる活動に参加したことで、自己肯定感や達成感を感じています。
- ・ボランティア活動に参加したことで、新たな学びへの関心や将来を考える契機となっています。
- ・放課後かまくらっ子に継続的に参加している大学生の満足度、達成感は大変高い結果となっています。

放課後かまくらっ子とは・・・

放課後かまくらっ子は、全ての児童が放課後等の時間を安全・安心に過ごすことができ、 多様な活動体験ができる事業として、アフタースクール(放課後子どもひろば)と学童保育(子 どもの家)を、一体的に実施するものです。市内全小学校区において実施しています。

3 アンケート調査結果からみえる青少年の現状

青少年にとって居心地の良い場は、安全・安心を感じることができる自宅など、自分のペースで過ごすことができる場といえます。

また、スマートフォンなどの普及により、自宅にいながらゲームや音楽を気軽に楽しめたり、広く多様な情報を得られることで、一人で過ごす時間が居心地の良いものとなっているようです。

一方で、令和2年3月に新型コロナウイルス感染症防止対策として講じられた学校の 臨時休校等により、友人と思うように会えなくなったこと、家族と一緒に過ごす時間が 増えたことなどから友人や家族との関係を改めて見直す契機になったことがうかがえま す。

「成人のつどい」や「臨時休校に関するアンケート」から、進学や就職といった将来に対する不安や困り感が高いことがうかがえます。

悩みや困っていることがある人は不安や困り感がない人に比べ、一人が居心地がよい と感じている一方、地元のためにボランティア活動に参加したいなど、地域貢献への関 心が高くなっています。

ボランティア活動に対する理解や関心が高くなっているのは、毎年のように地震や台 風等による甚大な被害が起きている中、ボランティアによる復旧支援活動のニュース等 が報じられる機会が多くなったことや、学習指導要領の改定によりボランティア活動な ど体験活動の充実が追加されたことによることかもしれません。

自己肯定感や満足感を感じることができたことなどボランティア活動に参加することで新たな気付きや、将来を考えるきっかけづくりに繋がっていくことに期待します。

【放課後かまくらっ子プログラムの様子】 鎌倉女子大学(左)、鎌倉てらこや(右)





第3章 計画の基本的な考え方

1 理念

・歴史と文化のまち、鎌倉に住むわたしたちは、

毎日の生活の中で、自然と人とふれあい、出会い・喜び・感動を体験し、思いやりと正義 を学びます。

夢・希望・誇りを持ち、安心して暮らすことができる自立と共生の社会を実現します。

・子ども・若者は、

親や教師・地域の大人に習い、また、仲間を大切にします。

自分の課題や役割に取り組み、失敗を恐れず目標に挑戦します。

鎌倉の歴史と自然に学び、これからの鎌倉の担い手となります。

・大人は、

市民としての、親としての責任を自覚し、子ども・若者の手本となります。

地域とのつながりを大切にして、鎌倉のまちづくりと子ども・若者の育成に努めます。

行政は、

家庭・学校・地域と連携して、子ども・若者を健全に育成する環境を整えます。

2 計画の視点

第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画は、「SDGs」、「共創」、「共生」の視点に配慮しながら将来都市像の実現を目指していきます。

「子ども・若者育成プラン」の推進に当たっては、SDGsの達成や共創・共生の取組と整合が図れるよう取り組みます。

◆青少年の育成・支援に特に関連する SDG s のゴール・ターゲット









第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画においてSDGsのゴール・ターゲット達成に向けた取組の方向性を示しています。

◆第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画(抜粋)

青少年が自立・参画・共生していく基礎を育み、青少年が心身ともに健やかに 成長し社会参画ができるよう、居場所づくりやキャリア教育の充実を図りま す。

また、地域が青少年を育て、成長した青少年が時代の地域づくりを担える風土を醸成していきます。

◆鎌倉市共生社会の実現を目指す条例(抜粋)

(基本理念)

- 第3条 共生社会の実現に向けた取組の推進は、市、市民及び事業者が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に協力しながら、次に掲げる理念に基づき行うこととする。
 - (1) 市民が、その個性や多様性を尊重され、自分らしくいられること。
 - (2) 市民が、お互いを支え合い、助け合うことで、安心して生活できること。
 - (3) 市民が、社会の一員として、自らが望む形で、あらゆる分野における活動に参賀する機会を確保されること。

市はもとより、地域住民や事業者が、相互に連携、協力しながら、青少年が地域の中で自分らしい生き方を実現できるとともに、共生社会の一員として、自分の役割を果たすことができるよう支援します。

◆子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例(抜粋)

(基本理念)

- 第3条 子どもへの支援は、次に掲げる基本理念に基づくものとする。
- (1) 子どもが、障害の有無、性別、国籍、経済状況、家族のかたち等にかかわらず、差別、体罰、いじめ等を受けることがなく、安心して生きていくことができるよう、一人の人間として尊重されること。
- (2) 子どもが、心身の健やかな成長を妨げられることがないよう、子どもの最善の利益が追求され、児童虐待を受けることがなく、安心して生きていくことができる環境が整えられること。
- (3) 子どもが、成長の段階に応じて学び、生活の支援を受けることで、社会で生活する能力を身に付けること。
- (4) 子どもが、何を思い、何を感じながら行動し、又は活動しているのか理解され、一人一人の個性や可能性を伸ばすことができる環境が整えられること。
- (5) 子どもへの支援は、市、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの責務や役割を果たすとともに、相互に連携協力して継続的に行われること。
- ※この条例では、子どもの定義を 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者と しています。

この条例では、子どもを支援するための基本理念、子どもの支援に関する施策を 総合的かつ継続的に推進するための基本となる施策を定め、「子ども・子育て支援 事業計画(鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン)」において子ども・子育て施策 を推進します。

青少年の育成・支援に当たっても、この条例の基本理念を継続して進めます。

3 目標

4 主要な施策

目標1

共生社会の一員となる、豊かな 人間性を育てよう 自然とふれあい感性を育む機会の提供

体験活動を通じた豊かな人間性や創造性の育成

他人を思いやる大切さを学ぶ機会の提供

ジェンダー*'や多様性を理解し、差別のない共生社会の普及啓発

目標 2

人と人とのつながりの中で、 社会の担い手となるための社 会性と主体性を育てよう 地域との連携による多世代交流活動等の推進

地域の活動に関する情報提供

いきる力や社会とのつながりを育むための普及 啓発

民間企業等と連携を図るなど、<u>キャリア教育*</u>の機会の提供

目標3

鎌倉の自然・歴史・文化と かかわりながら、鎌倉を愛する 心を育てよう 鎌倉の自然・歴史・文化を知り貴重な歴史的遺産 を守る意識の啓発

鎌倉の自然・歴史・文化を学ぶことによる郷土への愛着や誇りの熟成

目標4

子どもと共に、大人も成長 しよう 青少年を見守る大人や保護者を支える施策の推進

青少年理解の推進、大人自身の意識改革

青少年育成団体への支援と連携

関係機関との連携強化によるいじめ、ひきこもり 等の未然防止の推進

目標5

気軽に相談でき、支援を受けられる、安全安心に暮らせる まちにしよう 相談・支援に関する情報や事業の充実

薬物乱用や特殊詐欺などから青少年の安全を守る活動の継続・推進

命の大切さやこころの健康づくりの普及啓発

* 'ジェンダーとは・・・

生まれついての生物学的性別に対して、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」のような「社会的・文化的に形成された性別」をいいます。

「ジェンダー(gender)」という言葉は、国際的にも使われています。

内閣府男女共同参画局「第5次男女共同参画基本計画 用語解説」より

*²キャリア教育とは・・・

一人一人が、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力をつける教育活動をいいます。

文部科学省「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」より

第4章 施策への取組み

令和2年4月に策定した第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画において、次世代を担う青少年一人ひとりの自立に向けた環境づくりを推進することを目標としています。

目標とするまちの姿の実現に向け、「青少年の居場所づくり」と「地域の担い手となる青少年の育成」を主な取組として位置付けます。

目標とするまちの姿

青少年一人ひとりが多様な体験や活動を通じて、夢や希望を持って様々なことに挑戦し、多くの人々との関わりの中で地域を支えられるような大人に成長しています。

地域に青少年が集うことのできる居場所や社会参画の機会・仕組みが整っています。

◆施策の方向性

青少年にとって、一番居心地のいい場所は、安全で安心を感じることができる自宅となっていますが、人は社会の中で、仲間とともに生きていくことから、仲間と過ごすことの意義を感じることができる場が必要です。

青少年が身近な地域の中で、仲間とともに多様な活動を経験することで、自己肯定感を感じることができる取組を進めます。

身近な地域で多様な世代の人々との交流をとおして、自分の役割や自分らしい生き方について模索する糸口となることが期待できます。

青少年が、将来の鎌倉の担い手として、自立した大人に成長するための支援を進めます。

◆施策の展開

- ○青少年が地域の中で、自分のペースで安全で安心して過ごすことができる場の提供に努めます。
- ○青少年が自ら企画・運営するイベント等を支援します。
- ○青少年が身近な地域の中でボランティア活動等の社会参画ができる体制づくり を進めます。
- 〇民間企業等と連携を図り、インターンシップ等キャリア教育につながる機会を提供します。
- ○中学校や高等学校等との情報共有するための関係づくりや体制づくりを進め、青 少年のニーズ把握に努めます。
- ○関係機関等と連携を図り、青少年がジェンダーや多様性を理解し、命を大切に思う心を育むことができるよう推進します。

◆子ども・若者育成プラン重点事業

「青少年の居場所づくり」と「地域の担い手となる青少年の育成」の取組を推進するため、次の事業を重点事業とします。

○放課後かまくらっ子推進事業

- ・青少年が自立・参画・共生していく基礎を育むため、放課後かまくらっ子に中 高生及び大学生等が参画することで、自己肯定感を得たり、将来を考える契機と なる仕組みを提供します。
- ・放課後かまくらっ子が多世代交流の場として、広く地域づくりの拠点となるよう、有識者による放課後かまくらっ子推進部会からの助言等を参考に推進します。
- ・放課後かまくらっ子の活動を通して、身近な地域の自然や環境と触れ合う機会を提供します。

○青少年の育成事業

- ・青少年が安全で安心して利用できるフリースペースを公共施設等を活用し、増設します。
- ・放課後かまくらっ子やフリースペースの巡回をとおして、気軽に声をかけることができる関係づくりを進めます。
- ・青少年団体の協力によるジュニアリーダー等を広く育成し、発達段階に応じた 社会参画の機会を創出します。
- ・当事者が企画、運営する成人のつどいなどのイベントを支援します。
- ・子ども会や町内会等のイベントにジュニアリーダー等が参加するなど、地域で 青少年を育成する風土を醸成します。
- ・スポーツや歴史、芸術活動に触れ合う機会を提供するとともに、その活動を支援します。
- ・青少年の安全を守るため、薬物乱用や特殊詐欺、インターネット等への理解を 広く啓発します。・
- ・他者を大切に思う心の育成や命の大切さを学ぶことを目的とした講演会等を開催します。
- ・ジェンダーや多様性への理解を推進することで、誰もが自分らしく生きることができるよう支援します。
- ・関係機関等と連携を図り、不登校、ひきこもり等、困難を抱えている青少年への支援を行います。 【成人のつどい実行委員会打ち合わせの様子】





第5章 取組事業と推進体制

◆取組事業

目標1 共生社会の一員となる、豊かな人間性を育てよう

多様な体験や、さまざまな出あいを通して、個々の個性や多様性が尊重されることで、自分らしく生きるとともに、他者をも大切にすることができる共生社会の一員として成長することを支援します。

NO.	事業名	事業内容	実施課等
1-1	男女共同参画推進事業	正しく性を理解し尊重しあうこと、性別にとらわれず、協力して家庭 生活・社会生活を築くことについて啓発します。	文化人権課
1-2	人権啓発事業	次代を担う中学生が、人権尊重の重要性・必要性について理解を 深め、豊かな人権感覚を身につけることを目的とし、「全国中学生 人権作文コンテスト」を実施します。	文化人権課
1-3	国際交流推進事業	国際交流や多文化共生について学ぶことを目的として啓発事業を行います。	文化人権課
1-4	共生社会推進事業	共生の意識づくりなどを通じて社会との関わりの中で何らかの障害 に直面している人をはじめ、すべての市民が安心して自分らしく暮 らすことのできる共生社会の実現を目指します。	地域共生課
1-5	相談事業	「わたしの提案(子ども版)」を全市立小・中学校、全子ども会館・子どもの家及び青少年会館に設置し、子どもの夢や希望を市政に生かすことを目指します。	市民相談課
1-6 3-5重複掲載	各種スポーツ行事事業	多様な海の楽しみ方の提案、豊かな自然の活用、マリンスポーツの 普及促進を図るイベント等の開催を通じ、鎌倉の海の魅力を伝えま す。	スポーツ課
1-7 3-6重複掲載	緑化啓発事業	市民との連携推進の一環として、豊かな丘陵の樹林地を管理する 緑のレンジャーなどの育成します。	みどり課

目標2 人と人とのつながりの中で、社会の担い手となるため の社会性と主体性を育てよう

グローバル化や情報化社会の進展のなか、自ら課題を見出し解決する力、知識・技能の更新の ための生涯にわたる学習、他者や社会、自然や環境と共に生きる力が求められます。これら社会 の担い手となる力の育成に努めます。

NO.	事業名	事業内容	実施課等
2-1 子育て支援事業(常設冒 険遊び場)	未就学児とその保護者、小中学生を対象に緑あふれる鎌倉の特性を生かした「遊び」の機会を提供し、自然の中での遊びを展開することで、子どもたちの育ちを支援します。		
		子ども・子育てを通じた交流を通して、地域の人々がつながる場となることを目指します。	

2-2	放課後かまくらっ子推進事業	放課後かまくらっ子に中・高生及び大学生等の参画機会をつくり、 多世代交流の場として広く地域づくりの拠点になるよう推進します。	青少年課
2-3	育成事業	市内在住・在学の中学生から22歳までの青少年が自主的に組織 しているジュニアリーダーズクラブの支援育成を行います。	青少年課
2-4	育成事業	当事者が企画、運営する「成人のつどい」等のイベントを支援します。 高等学校等と連携し、キャリア教育につながる機会の提供をします。	青少年課
2-5	障害者社会参加促進事業	聴覚障害者等の社会参加を推進するため、手話通訳者等を派遣し、聴覚障害者等の情報保障を図ります。 手話講習会入門、基礎、中級、上級講座等を開催することで、聴覚	障害福祉課
		障害者等とのコミュニケーションの支援を推進します。 障害者の社会参加を推進するため、自ら運転する自動車を改造する場合に自動車改造費の助成を行います。 在宅の重度障害者の社会参加を促進することを目的にし、福祉タクシー利用券・福祉自動車燃料費助成券等を交付し利用料等の助成を行います。	
2-6	障害者雇用対策事業	ハローワークとの連携や障害者二千人雇用センターを運営するとともに、障害者就職面接会を行い、障害者雇用二千人を目指します。 障害者雇用を推進するため、庁内から依頼された事務作業を行うワークステーションを運営します。	障害福祉課
2-7	保健衛生運営事業	・自殺に対する理解を深め、身近な人のゲートキーパーとなることができる人材の育成します。 ・いのちの大切さを知り、自他を尊重するこころについて知識を得る機会を提供します。	市民健康課
2-8	各種スポーツ行事事業	ジュニアアスリートを育成するため、トップアスリートやプロ選手、協会指導者による将来のオリンピアン等の発掘・育成や競技力向上のための教室を開催します。 市民スポーツ行事、鎌倉演武会、市町村対抗駅伝大会等業務等の競技スポーツを推進することで、青少年のスポーツイベントへの参加を促します。	スポーツ課
2-9	生涯学習センター推進事業	多様な学習ニーズに対応するため、子どもや保護者等を対象に、 幅広い学習情報の収集と提供を行います。	教育総務課
2-10	生涯学習センター管理運営事業	子どもや親子の学習機会の支援のため、住居に近い施設で学習で きるよう、学校学習施設を含む生涯学習施設の管理・運営に努めま す。	教育総務課
2-11	相談事業	・不登校など主に学校生活になじめない児童生徒に対して興味や 関心等に応じたプログラムを提供します。	教育センター

鎌倉の自然・歴史・文化とかかわりながら、鎌倉を愛する心を 目標3 育てよう

素晴らしい環境の鎌倉で育ったことへ誇りを持つことは、自信を持って社会に出る際の助けになるでしょう。そのためには、まず鎌倉の自然・歴史・文化を知ることが必要です。また、まちづくりにおける子ども・若者の参加を盛んにすることも必要です。これら子ども・若者のまちづくりへの参画を進める施策の推進を図り、郷土・鎌倉を愛する心の育成に努めます。

NO.	事業名	事業内容	実施課等
3-1	川喜多映画記念館等管理 運営事業	川喜多夫妻の功績に触れながら、映画の資料及び鎌倉の風情を楽 しむことにより、文化意識の醸成を図ります。	文化人権課
3-2	鏑木清方記念美術館管理 運営事業 	市民の教育、学術及び文化芸術の発展に資するため、鏑木清方の業績を後世に伝えます。	文化人権課
3-3	文学館管理運営事業	市民の観覧や教養及び調査・研究に資するため、鎌倉にゆかりのある文学及び文学者の資料の収集、保存、展示します。	文化人権課
3-4	文化行政推進事業	鎌倉の文化の質的向上及び豊かな市民生活の創造を図るため、 文化事業を行うとともに市民の文化活動を支援します。	文化人権課
3-5 1-6重複掲載	各種スポーツ行事事業	多様な海の楽しみ方の提案、豊かな自然の活用、マリンスポーツの 普及促進を図るイベント等の開催を通じ、鎌倉の海の魅力を伝えま す。	
3-6 1-7重複掲載	緑化啓発事業	市民との連携推進の一環として、豊かな丘陵の樹林地を管理する 緑のレンジャーなどの育成します。	みどり課
3-7	教育情報事業	鎌倉への理解を深めるため、中学校社会科学習資料「私たちの鎌倉」、中学校理科学習資料「鎌倉の自然」を刊行し、対象生徒への配付をします。 市民の鎌倉の歴史風土の理解を図るため、「かまくら子ども風土記」を販売することにより、郷土学習の充実を図ります。	教育センター
3-8	文化財公開活用事業	市内の発掘調査で出土した出土品の展示、鎌倉を特徴づける史跡 等の公開展示、地域で育まれ代々引き継がれてきた郷土芸能を知 る場の提供などを行い、郷土の歴史・文化に対する意識を育みま す。	文化財課
3-9	鎌倉国宝館管理運営事業	展示での文化財の公開活用及び博物館実習、インターン(大学生、高校生)の受け入れを行い、鎌倉の貴重な文化財を後世に引き継ぐ意識を育みます。	文化財施設課
3-10	鎌倉歴史文化交流館管理 運営事業	展示での文化財の公開活用及びインターン(大学、高校生)の受け入れを行い、鎌倉の貴重な文化財を後世に引き継ぐ意識を育みます。	文化財施設課

目標4 子どもと共に、大人も成長しよう

子ども・若者が、大人たちの行動を真似るのは自然なことです。 大人は、常に子どもたちの視線を意識し、手本となるよう行動しなければなりません。 大人が、常に自らの行動を考え、意識を改革していくよう、啓発施策の推進を図ります。

NO.	事業名	事業内容	実施課等
4-1	育成事業	時代に応じた子ども・若者の理解を図るため、青少年指導員等の青 少年育成団体との連携の強化や研修会を実施します。	青少年課
4-2		家庭・地域の教育力を高めるために、子育てや教育に関すること 等、様々なテーマの講演会を開催します。	教育総務課

目標5 気軽に相談でき、支援を受けられ、安全安心に暮らせる まちにしよう

困難に直面している青少年が身近な地域の中で、相談や支援を受けることができる仕組みが必要です。支援機関を広く周知するとともに、支援機関につなぐ人材の育成、支援機関相互が連携を図るなど、包括的な体制づくりを進めます。離職等になった青少年に対する伴走型支援についても検討していく必要があります。

また、薬物やインターネット・SNS等を正しく理解するための啓発活動を推進するなど、青少年が安心して暮らすことができる取組を進めます。

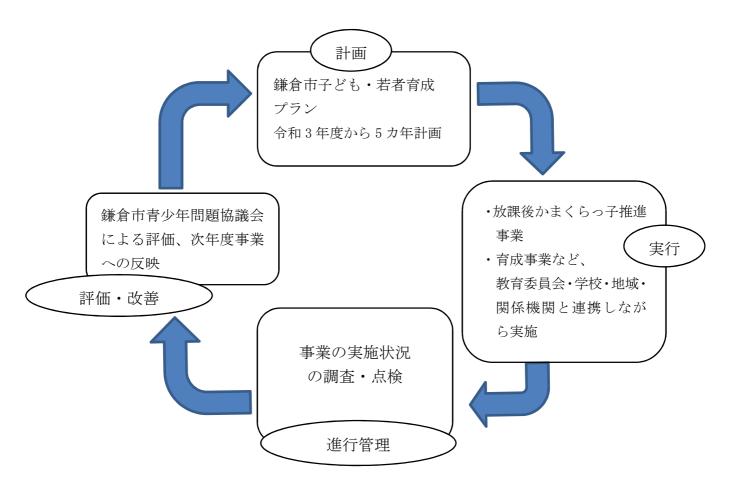
NO.	事業名	事業内容	実施課等
5–1	人権啓発事業	子どもの権利条約の批准国であり、子どもの権利の尊重の重要性 を認識した施策を実施します。	文化人権課
		「いじめ」「虐待」「学校のトラブル」で悩んでいる子どもへ相談機関を紹介するカードを配布します。	
5-2	労働環境対策事業	不登校・ひきこもり・ニートなど自立に悩む若者の家族向けセミナー、相談を実施します。	商工課
5-3	育成事業	鎌倉・湘南地区高等学校校長会との共催により、「青少年の健全育成推進街頭キャンペーン」を通じて薬物乱用防止等の啓発を中・高校生を中心に関係機関とともに実施します。	青少年課
5-4	包括的支援体制推進事業	相談支援包括化推進業務を実施し、関係する支援機関の役割分担 や支援の方向性を整理することで、複合的な課題を抱える世帯の 課題解決を図ります。	地域共生課高齢者いきいき課

5–5	消費者自立支援事業	消費生活に関する苦情相談を受け付け、助言・あっせんなどを通じ、消費者被害の回復に努めます。 消費生活の基礎知識の普及や、消費者被害の未然防止に向けた情報の提供など、啓発活動を積極的に行います。	市民相談課
5-6	民生委員児童委員活動推 進事業	主任児童委員を中心に、地域で気になる家庭への見守りや、子育 てサロンの開催、身近な相談相手として各種行政機関等へのパイ プ役を担います。	生活福祉課
5-7	ひきこもり対策推進事業	ひきこもり状態にある方とその家族に対する相談・支援を行いま す。	生活福祉課
5-8	障害者福祉運営事業	障害者等へのサービス利用調整等必要な支援や権利擁護のための援助など相談支援事業を行います。 在宅の障害者の日中活動の場の確保、障害の特性に応じた作業の場の提供及び地域社会との交流の促進により障害者の自立を支援する地域活動支援センター事業を実施します。	
		基幹相談支援センター事業や成年後見センター事業を実施します。 失語症等成人中途言語障害者への支援や障害者団体等への支援を行います。 公的年金給付の要件を制度上満たせない在日外国人の障害者に給付金を支給します。	障害福祉課
5-9	障害者福祉サービス事業	障害者が障害福祉サービスを利用した場合に介護給付費等の支給を行います。 身体機能を補い日常生活を容易にするために障害者等の補装具・日常生活用具の給付を行います。 障害の内容に合わせた住宅設備改修の際に重度障害者住宅設備改造費の助成を行います。 自宅の浴槽での入浴が不可能な身体障害者に訪問入浴サービスを実施します。 グループホーム入居者へ家賃の助成を行います。 障害者総合支援法の補装具給付費支援対象外の軽・中等度の難聴の児童に対し、補聴器購入費の一部の助成を行います。	障害福祉課
5-10	成人保健事業	こころの健康づくりに関する相談を行います。	市民健康課
5–11	相談室事業	 不登校児童生徒を支援するための教育支援教室「ひだまり」を運営	教育センター
		します。	

◆推進体制と進行管理

本プランの推進に当たっては、学校や地域等、関係機関との連携を図ります。 毎年度、放課後かまくらっ子に参加した中・高生及び大学生等を対象としたアンケート調査を実施するなど、事業の実施状況等、点検・進行管理を行います。

事業の進捗状況については、毎年度、鎌倉市青少年問題協議会による評価を受け、 次年度からの改善に繋げます。



第6章 資料編

1 鎌倉市青少年問題協議会条例

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定に基づき、鎌倉市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。
 - (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために 必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 協議会は、前項に規定する事項に関し、市長及び市内の関係行政機関に対し意見を述べることができる。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 青少年の育成に関係を有する団体の代表者
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 市教育委員会委員
 - (5) 市社会教育委員
 - (6) 市スポーツ推進審議会委員
 - (7) 市民

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者 の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格 を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(特別委員)

- 第5条 協議会において、特別の事項を調査審議するために必要があるときは、特別委員を置くことができる。
- 2 特別委員は、第3条第2項第1号から第3号までに掲げる者のうちから市長が委嘱する。 この場合において、前条第3項の規定を準用する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。 (委任)
- 第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和41年3月31日条例7)

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則(昭和42年3月1日条例1)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成12年12月15日条例10)

この条例中第1条の改正規定(「基き」を「基づき」に改める部分を除く。)は平成13年1月6日から、その他の規定は公布の日から施行する。

付 則 (平成20年12月22日条例12) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年3月31日条例30)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 この条例の施行の際現に改正前の第3条第3項第2号及び第3号の規定により委嘱されている委員及び施行日以後最初に委嘱される委員の任期は、改正後の第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成28年7月31日までとする。

付 則(平成27年3月26日条例47)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

6 施行日において旧教育長が在職する場合においては、経過措置期間に限り、第5条の規定 による改正後の鎌倉市青少年問題協議会条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の 鎌倉市青少年問題協議会条例の規定は、なおその効力を有する。

2 鎌倉市子ども・若者育成プラン関係委員名簿

鎌倉市青少年問題協議会委員

令和3年(2021年)3月1日時点

氏 名	所 属 等	所 属 等
千代 美和子	市民生委員児童委員協議会※	 1 号 青少年の育成に関係を有
長谷川 潤	市PTA連絡協議会※	する団体の代表者
下山 浩子	市青少年指導員連絡協議会	
◎加藤 彰彦	沖縄大学名誉教授	2号 学識経験者
竹村 一雄	鎌倉警察署生活安全課長※	
井上 悟司	大船警察署生活安全課長	
杉並 伸也	市立小学校長代表(市立腰越小学校長)※	3号 関係行政機関の職員
伊藤 文雄	市立中学校長代表(市立第二中学校長)※	
○萩谷 英明	県立高等学校長会鎌倉湘南地区代表(県立深沢高等学校長)※	
齋藤 千歳	市教育委員会	4号 市教育委員会委員
石井 孝子	市社会教育委員会	5号 市社会教育委員
若木 一美	市スポーツ推進審議会	6号 市スポーツ推進審議会委員
中野 輝樹	公募	7号 市民

◎ 会長 ○ 副会長

任期:令和元年7月31日から令和3年7月31日まで (※異動等による任期始期の変更あり)

3 子ども・若者育成支援推進法の概要

(平成二十一年七月八日法律第七十一号)

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 子ども・若者育成支援施策(第七条―第十四条)

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援 (第十五条一第二十五条)

第四章 子ども・若者育成支援推進本部 (第二十六条—第三十三条)

第五章 罰則(第三十四条)

附則抄

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組(以下「子ども・若者育成支援」という。)について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策(以下「子ども・若者育成支援施策」という。)を推進することを目的とする。

(基本理念)

- **第二条** 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
 - 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
 - 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
 - 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
 - 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる 分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら 一体的に取り組むこと。

- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境(教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。)の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見 を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、 社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度 に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子ども・ 若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置をの他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

- **第八条** 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱(以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。)を作成しなければならない。
- **2** 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針
 - 二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項
 - イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施 策に関する事項
 - ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項
 - ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項
 - **ニ** イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

- 三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地 方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
- 五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項
- 六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
- 七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項
- **八** 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項
- 3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

- 第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内 における子ども・若者育成支援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・ 若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。
- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において市町村子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介 その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点 (第二十条第三項において「子ども・若 者総合相談センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確 保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

- 第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの(以下「関係機関等」という。)は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援(以下この章において単に「支援」という。)を行うよう努めるものとする。
 - 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・ 若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
 - 二 医療及び療養を受けることを助けること。
 - 三 生活環境を改善すること。
 - 四 修学又は就業を助けること。
 - **五** 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
 - **六** 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための 援助を行うこと。
- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、 相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

- **第十六条** 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置を とるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。
 - 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
 - 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
 - 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を 円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な 調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材 の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の 整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

- **第十九条** 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその 効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される 子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。
- **2** 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

- **第二十条** 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、 支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 2 協議会を構成する関係機関等(以下「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果 に基づき、支援を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、 又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において 必要があると認めるときは、構成機関等(構成機関等に該当しない子ども・若者総合相 談センターとしての機能を担う者を含む。)に対し、支援の対象となる子ども・若者に 関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

- **第二十一条** 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は 団体を限り子ども・若者支援調整機関(以下「調整機関」という。)として指定するこ とができる。
- 2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

- 第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の 全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われる ことを確保するため、構成機関等(調整機関を含む。)のうちから一の団体を限り子ど も・若者指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)として指定することができる。
- 2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の 支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

- 2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体(協議会を設置していない地方公共団体を含む。)に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。
- 3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務(調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。)に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

(設置)

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部(以下「本部」 という。)を置く。

(所掌事務等)

- 第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議 すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務
- 2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本 部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

- 第二十九条 本部の長は、子ども・若者育成支援推進本部長(以下「本部長」という。) とし、内閣総理大臣をもって充てる。
- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

- 第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長(以下「副本部長」という。)を 置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に 規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十四号 に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するも のをもって充てる。
- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

- **第三十一条** 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員(次項において「本部員」という。) を置く。
- 2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 国家公安委員会委員長
 - 二 総務大臣
 - 三 法務大臣
 - 四 文部科学大臣
 - 五 厚生労働大臣
 - 六 経済産業大臣
 - 七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣 総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

- **第三十二条** 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行 政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることがで きる。
- **2** 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定 する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金 に処する。

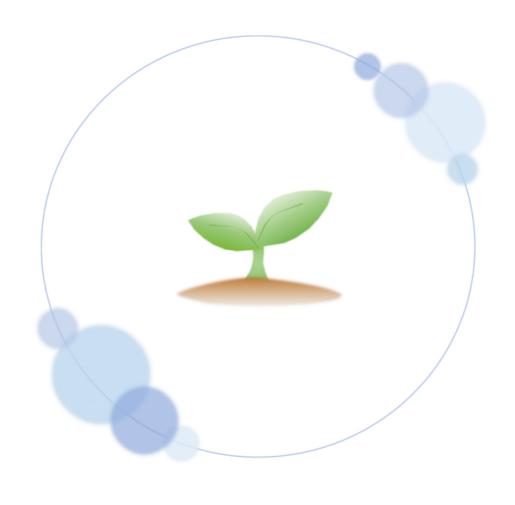
附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める 日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



鎌倉市子ども・若者育成プラン

発 行 年 月:令和3年(2021年)3月

発 行・連 絡 先:鎌倉市こどもみらい部青少年課

〒248-8686 鎌倉市御成町18-10 電話 0467-23-3000 (内線 2463)